

三芳町 環境美化地域清掃活動 支援事業

行政区、自治会、ボランティア団体等が、三芳町の公道及び公園等において自主的に行う「清掃活動」を支援し、住民の環境美化意識の向上と公共の場の美化推進を目的とします。

1 実施対象

行政区、自治会などの組織や複数の住民の皆さんがボランティアで行う、地域の環境美化を目的とする清掃活動を支援します。（ただし、事業所の管理区域や個人宅からのごみの排出を目的とする場合は、対象外となります。）



2 収集できる物

上記の活動により集められたごみのうち、次の要件を満たすものを町で収集します。

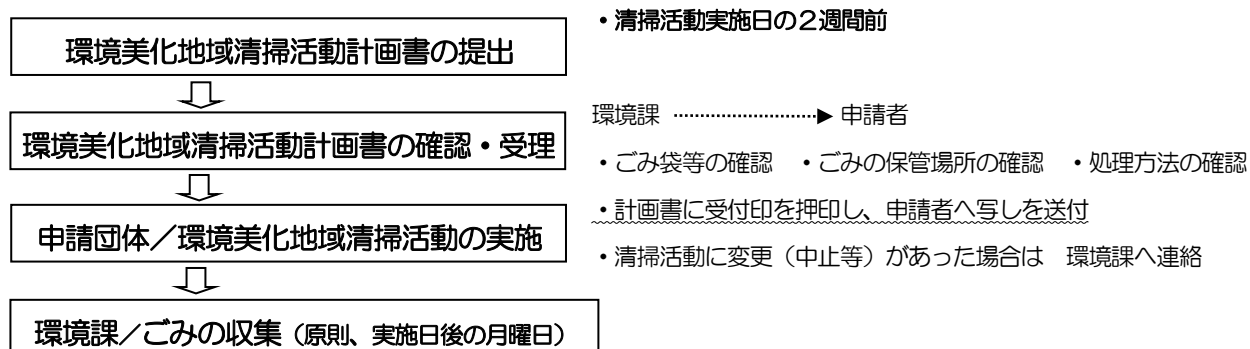
- 1) 道路、公園、公共広場などで行われた清掃活動から発生したごみであること。
- 2) もやすごみ、ペットボトルなど、ごみ種類ごとに、適切に分別されていること。
- 3) 事業所や事業地から集められたものではないこと。また、家庭ごみが混ざっていないこと。

※不法投棄された自転車、テレビ、エアコン、洗濯機、冷蔵庫、捨て看板類や道路側溝の汚泥などは収集できません。発見した場合は、収集せずに環境課に連絡してください。

3 実施にあたって

活動団体の代表者は、環境美化地域清掃活動を実施する日の2週間前までに、『環境美化地域清掃活動計画書』を環境課へ提出してください。環境課では計画書を確認後、実施日前までに環境課窓口にてごみ袋等を配布します。

※集められたごみの保管場所（例／〇〇集会所 駐車場わき）を特定してください。



4 ごみの収集

原則、実施日後の月曜日に収集します。

問合せ 三芳町環境課 環境対策担当
電話 258-0019（内線 203）